

「固定資産税誤徴収に関する陳情書」

令和 8年 5月 9日

半田市議会議員 石川 英之 様

住所
氏名

私は、半田市内に所在する自宅土地および家屋について（
、長年にわたり固定資産税を納付してまいりましたが、このたび当該資産に係る固定資産税の課税に重大な誤りがあり、少なくとも三十八年間にわたり過大な税額を徴収されていたことが判明いたしました。

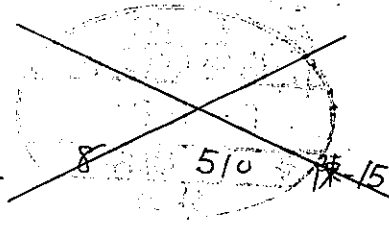
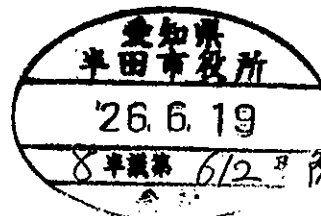
令和八年二月頃、固定資産税の内容を確認したところ、評価・課税の方法に疑義を抱き同年月に半田市役所税務担当課に相談したところ、担当職員より、固定資産税の算定に誤りがあり、過大な課税がおこなわれてきた事実を認める説明がありました。（後日、担当者二人で家屋を調査済み）

しかしながら、その後の市側の説明では還付について裁判例等を踏まえ「二十年分まで」など一定期間に限るとの方針が示され三十八年間に及ぶ誤徴収の全体に対して十分な救済がされない見通しであるとされています。

この点について、私は次のような問題があると考えます。

- 一 誤った課税の原因は、市の評価・事務処理上の誤りにあり、納税者側には落ち度はないにもかかわらず、その結果として長時間にわたり多額の不利益を被っていること。
- 一 仮に法令上、還付できる期間に制限があるとしても、市自らの誤りに起因する長期の誤徴収について、形式的な時効のみを理由として十分な救済を行わないことは、市民の感覚からみて著しく不公平であり、市政への信頼を損なうおそれがあること。

私自身、高齢となり、医療費をはじめとする生活費の負担が増している中で、長年にわたる誤徴収が明らかになったことは、精神的にも経済的にも大きな打撃となっています。本来であれば老後の備えとして使えたはずの資金が、誤った課税により失われた事実を踏まえると、このまま十分な救済がなされないことは到底納得できません。



つきましては、半田市議会におかれまして、下記の事項についてご対応いただきたく、ここに陳情いたします。

記

一 本件固定資産税誤徴収の経緯および原因について調査を行い、その結果を文書にて当事者に説明するとともに、市民に対しても適切な情報提供を行っていただきたいこと。

一 還付できる期間を二十年に限定するとの市の方針について、関係法令および裁判例の検討を行った上で、その妥当性を再検証し、可能な限り長期間にわたる還付および救済が行えるように見直しを図っていただきたいこと。

一 仮に法令上、三十八年分全額の還付が困難であるとしても、市として独自に、残余期間分について救済処置（例として、今後の固定資産税の減免、分納された額の一部相当の補填など）の実施を検討し誠意ある対応をしていただきたいこと。

一 今回の事案を踏まえ、固定資産税の評価および課税事務の点検・見直しを行い、同様の誤徴収が再び生じないように、具体的な再発防止策を講じていただきたいこと。

一 税務課課長、担当者（二人）より「対象となる土地・建物についての図面があれば、その範囲で還付対象になる」との趣旨の発言もありました。（3月中旬）あいまいな説明がされており、基準や手続きが明確でないことは納税者に対して不必要な混乱と不安をあたえていること。

一 市側は、長期の誤徴収を棚に上げて、申し立てることをしないこと（四月の届く固定資産税・都市計画税納税通知書を確認しない納税者が悪いという）趣旨の発言もありました。税の基本となる書類を確認しましたが内容は酷いものであること。（手書き、玄関の記載はあるが間取りが相違、図面なし）

平成十八年、二十年頃、息子（XXXXXXXXXX）が同土地に新築のため、土地・家屋について何度も税務課に相談、確認を行っていること。土地・家屋について相談しているが誤徴収については担当者から指摘がないこと。その時に担当者が確認をしていれば、少なくとも三十八年間にわたり過大な税額を徴収されることが防げたこと。

以上

令和8年4月7日

半田市総務部税務課

土地の固定資産税等の誤りにつき謝罪と還付のご説明について

平素は半田市市税行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

過日、現地を訪問した際に新築時の建築確認を拝見しまして、標記の件につき市の誤りであることが判明しました。誠に申し訳ありませんでした。

あらためて所有者である貴殿に対して謝罪及び還付についてのご説明に伺いたく、恐れ入りますがお時間を頂戴できればと存じます。

様の携帯電話に幾度かお電話しましたが、お忙しいようなので文書にて失礼いたします。下記までお電話いただけますと幸いです。

なお、様にも同様の文書を送付いたします。何卒、よろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

半田市総務部税務課家屋償却担当

電話 0569-84-0621 (直通)

※開庁時間：9時～16時

zeimu@city.handa.lg.jp